

和光市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、和光市建設工事請負契約基準約款第10条第2項及び第3項に規定する「現場代理人の常駐義務」の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(常駐を緩和する工事)

第3条 次のいずれかに該当する工事については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- (1) 主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法（以下「法」という。）第26条第3項に該当しない工事）
- (2) 主任技術者を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、「和光市建設工事における技術者の専任に関する取扱要領」により主任技術者の兼務が認められた工事

(兼務を認める対象工事)

第4条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合又は法第26条第3項ただし書きに該当する工事には兼務を認めないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が発注する工事（ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。）
- (2) 兼務できる工事の現場間の距離等が次のいずれかであるもの
 - ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。
 - イ 「常駐を緩和する工事」同士の兼務については、次のいずれかを満たすこと。

(7) 埼玉県朝霞県土整備事務所管内及び当該事務所に隣接する市町及び特別区内

(4) 「和光市建設工事における技術者の専任に関する取扱要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

(2以上の兼務を認める工事)

第5条 当初請負契約を締結している建設工事に付随する随意契約契約建設工事については入札公告等の記載に関係なく2以上の工事の現場代理人を兼務できるものとする。

(兼務を認める条件)

第6条 前二条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

(1) 発注者との連絡体制が確保されていること

(2) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと

(兼務を認める対象工事の明示)

第7条 第4条の兼務を認める対象工事を適用する場合には、入札公告又は、指名（見積）通知書等（以下、「入札公告等」という。）に記載し明示することを原則とする。

また、第4条の条件を満たしている工事で、入札公告等に記載していない場合には、入札参加者又は、受注者からの質疑により、適用の有無を回答することとする。

(兼務の手続き)

第8条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、もう一方の工事が兼務できることを確認するため、各工事の発注者に「現場代理の兼務承認願（様式1号）」を提出し、承認を得た場合は「現場代理人の兼務届（様式2号）」を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月16日から適用する。

様式1号 (現場代理人兼務)

現場代理人の兼務承認願

令和 年 月 日

和光市長 へ
(工事担当課所長)

※発注者が和光市以外の場合

発注者 へ

住所
受注者
氏名

下記工事について、現場代理人の常駐規定緩和による兼務を承認願いたく申請します。
○現在、現場代理人として従事している工事

現場代理人氏名	
現場代理人の連絡先	(緊急時)
	(上記以外)
工 事 件 名	
工 事 場 所	
契約金額 (税込)	
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
発 注 者	
(工事担当課等)	

○上記現場代理人が、これから兼務をしようとする工事

工 事 件 名	
工 事 場 所	
契約金額 (税込)	
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
発 注 者	
(工事担当課等)	

現場代理人の常駐規定を緩和して上記工事の兼務を

・承認する。

・否認する。(理由 :

令和 年 月 日

和光市長
(工事担当課所長)

※発注者が和光市以外の場合
発注者

様式2号 (現場代理人兼務)

現場代理人の兼務届	
和光市長 あて ※発注者が和光市以外の場合 発注者 あて	
現場代理人氏名	
現場代理人の 連絡先	(緊急時)
	(上記以外)
工 事 件 名	
工 事 場 所	
契約金額 (税込)	
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
発 注 者	
(工事担当課等)	
(工事担当者、電話番号)	
<p>上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。 発注者との連絡体制を確保し必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせません。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>受注者 住 所</p> <p style="padding-left: 40px;">氏 名</p>	
兼 務 す る 工 事	
工 事 件 名	
工 事 場 所	
契約金額 (税込)	
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
発 注 者	
(工事担当課等)	
(工事担当者、電話番号)	